

弁護士会の公益性

監事 仲 隆 (44 期)



監事に就任以来、いかに弁護士会の活動領域が広く、また多種多様な課題が山積されているかを目の当たりにしています。そのうち、財務に関連する問題を財政規律の視点だけからみていくと、収益性の低い事業が拡大することはできるだけ回避すべきこととなります。しかし、収益性の低い事業こそ公益性が高く、より弁護士会の使命に資するものといえます。そこで、財務は弁護士会の公益性と真っ向から衝突することになります。そして、弁護士の財政はそのほとんどが会員の会費に依拠していますから、大きな視点で見ますと、財務の問題は、各弁護士自身が公益性の価値をどこまで評価するかという問題に帰着するものだと感じています。このような意味で監事の仕事は板挟みになるのかも知れません。

そこで、私としては、弁護士会の活動の公益性の有無や程度を念頭において、その支出の妥当性を検討するように心がけたいと考えております。

昨今、弁護士会費が高額ではないか、特に若手弁護士の会費を値下げできないか、という意見をよく耳にします。また、弁護士会費の滞納者も増加する傾向があるように感じております。このことは弁護士自治の根幹を揺るがしかねない重大な問題であると思います。しかし、私としては安易に弁護士会費を値下げできるような財務状況ではないと判断しております。

このような悩みを持ちながら、時には柔軟に、時には厳しく、会財政について意見を述べていきたいと考えております。

監事って？

監事 佐々木 広行 (48 期)



私と仲隆監事は昨年2月に実施された役員選挙に立候補し、当選させていただきました。昨年4月より監事職に就いております。

ところで、監事ってなにをしている人？ と疑問に感じている会員も多いと思います。

当会会則は第40条で監事を会長、副会長とともに「役員」と位置づけ、第46条は「監事は、本会の財務を監査する」と規定しています。そこで、監事とは「会員による選挙で選出され、財務を監査する役員」ということになります。平たく言えば、会社の監査役のようなものです。

また、当会には監査基準規則というものがあり、この規則に監事の職務内容・権限が規定されています。監査基準

規則第9条は「監事は、会長及び副会長の会議、総会、常議員会、委員会その他財務・会計にかかる事項について会議に出席し、且つ意見を述べることができる。」と規定しています。ここでいう「会長及び副会長の会議」というのが「理事者会」と呼ばれているものです。そこで、監事には前記会合への出席権とそこでの意見陳述権が認められていることになります。私たち監事は、普段は、理事者会、常議員会、財務委員会、会計事務所による月次監査（当会は会計事務所と顧問契約を結んでおり、その会計事務所から毎月1回、税理士の方が当会を訪問し、丸一日をかけて経理内容をチェックします。）に臨み、財務を監査しています。